

京都市水洗化普及促進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第11条の3第1項の規定により水洗便所に改造しなければならないくみ取便所について、水洗便所への改造（以下「水洗化」という。）を普及促進するための事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 管理者は、法第2条第8号に規定する処理区域内においてくみ取便所が設けられている家屋（以下「未水洗家屋」という。）ごとにその事由を的確に把握するとともに、各事由に応じた個別的な対応策をとり、水洗化の促進を図るものとする。

2 管理者は、原則として、行政指導により水洗化の促進を図るものとし、法第11条の3第3項の規定による改造命令は、行政指導によっても水洗化されない場合に限りこれを行うことができるものとする。

(実情調査)

第3条 管理者は、未水洗家屋の実情を把握するために必要な調査（以下「実情調査」という。）を行うものとする。

(未水洗家屋台帳)

第4条 管理者は、実情調査の結果に基づき、台帳（以下「未水洗家屋台帳」という。）を作成するものとする。

2 管理者は、未水洗家屋台帳に記載された未水洗家屋について、水洗化されたこと又は未水洗家屋に該当しないことを確認したときは、当該家屋を未水洗家屋台帳から抹消するものとする。

(水洗化の期限の通知)

第5条 管理者は、未水洗家屋のうち、法第11条の3第1項に規定する期限を経過したものについて、その所有者（以下「所有者」という。）に対し、当該期限が経過したことを通知し、水洗化を促すものとする。

(水洗化しない相当の理由等)

第6条 法第11条の3第3項ただし書に規定する相当の理由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 公共事業その他の理由により転宅、改造、又は取壊しの予定がある。
- (2) 水洗化することに必要な資金の調達が困難な事情がある。
- (3) 水洗化することが地形的、技術的に困難である。
- (4) 借家・借地の関係により水洗化が困難である。
- (5) 空家不使用等によりくみ取りの実態がない。

2 所有者は、水洗化されていない理由について、未水洗理由申告書（様式第1号）に管理者が必要と認める資料（以下「確認資料」という。）を添えて、管理者に申告しなければならない。

(水洗化しない相当の理由の審査)

第7条 管理者は、前条第1項各号に該当するか否かを決定しようとするときは、管理者が

定める上下水道局改造義務違反行政措置審査会（以下「審査会」という。）に審査させ、その意見を聴くものとする。

- 2 前項の審査は、未水洗理由申告書、確認資料、実情調査の結果その他管理者が必要と認める書類に基づき行うものとする。

（勧告）

第8条 管理者は、審査会の意見を踏まえ、法第11条の3第3項ただし書に規定する相当の理由がないと認めるときは、水洗便所への改造について（勧告）（様式第2号）をもって速やかに水洗化するよう勧告することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

年 月 日

未水洗理由申告書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

所有者住所

所有者氏名

電話

家屋所在地 京都市

上記家屋が水洗化されていない理由について、下記のとおり申告します。

	公共事業その他の理由により転宅、改造、又は取壊しの予定がある。
	水洗化することに必要な資金の調達が困難な事情がある。
	水洗化することが地形的、技術的に困難である。
	借家・借地の関係により水洗化が困難である。
	空家不使用等によりくみ取りの実態がない。

※上記のうち、あてはまる項目に○印を御記入ください。

・個別具体的な御事情についてお書きください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

水洗便所への改造について（勧告）

あなたが所有されている家屋に設けられているくみ取便所は、下水道法第 11 条の 3 第 3 項ただし書の規定による「くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合」に該当すると認められませんでした。そのため、早急に下記の家屋のくみ取便所を水洗便所に改造されるよう勧告いたします。

なお、改造されない場合は下水道法第 11 条の 3 第 3 項の規定に基づき改造命令を行うことがあります。

記

家屋所在地 京都市